

令和5年度 第5回 横浜市環境影響評価審査会 会議録

日 時	令和5年7月10日（月）9時30分～11時41分
開催場所	横浜市役所18階 みなと1・2・3会議室
出席委員	石川委員、稲垣委員、上野委員、奥委員、酒井委員、田中稲子委員、田中修三委員、田中伸治委員、中西委員、藤井委員、宮澤委員、横田委員
欠席委員	片谷委員、菊本委員、藤倉委員
開催形態	公開（傍聴者6人）
議 題	1 （仮称）関内駅前港町地区第一種市街地再開発事業 環境影響評価準備書について 2 2027年国際園芸博覧会 事業内容等修正届出書について 3 （仮称）旧上瀬谷通信施設公園整備事業 環境影響評価準備書について
決定事項	・審査会会長、副会長を選出する。 ・令和5年度第4回横浜市環境影響評価審査会会議録が確定する。

議事

1 横浜市環境影響評価審査会委員改選に伴い会長、副会長を選出した。
審査会会長に奥委員、副会長に菊本委員が選出された。（菊本委員は欠席のため、推薦を伝え承諾を確認した。）

2 令和5年度第4回横浜市環境影響評価審査会会議録を確定した。

3 議題

（1）（仮称）関内駅前港町地区第一種市街地再開発事業 環境影響評価準備書について

ア 諮問

イ 環境影響評価準備書手続について事務局が説明した。

質疑、特になし

ウ 環境影響評価準備書の概要について事業者が説明した。

エ 質疑

【奥会長】 御説明どうもありがとうございました。

それでは、ただ今説明のありました内容について、御質問や御意見がございましたら委員の方からお願いしたいと思います。挙手をしていただければ、私の方で指名をさせていただきます。いかがでしょうか。

はい、では、藤井委員お願いいたします。

【藤井委員】 少し専門外の話なのですが、分からないことがあったので教えてほしい点が2点あります。

最初の関係車両の走行ルートの話がされている時に、右折、右折で、という話があったと思うのですが、素人的に考えると、右折、何か渋滞を起こすのではないかというようなことを思ったので、その右折、右折がいい理由を教えてくださいたいということが1点。もう1点、風害のところで教えて欲しいのですが、風害のところでランク1、2、3、ランク外とあって、環境評価尺度という表を見るとそのランク1の方が影響を受けやすい、ランク3になると影響を受けにくい、ということで書いてあるのですが、ランク外よりランク3にした方がいいと、どんどんランクを上げた1、2とかに上げる方がいいというよ

うな話だったので、その辺が素人的に何か矛盾的に感じてしまって、その説明をいただければなと思いました。すみません、2点よろしく願います。

【奥会長】 では、願います。

【事業者】 はい、御質問ありがとうございます。

まず、右折、右折の部分になりますけれども、関係車両の出口となります、こちらのですね、市道山下町第3号線と記載のありますところが一方通行の道路になります。通常の相互通行のところだと左折イン、左折アウトいうところになりますけれども、一方通行の道路の形になりますので、右折イン、右折アウトいうところになってしまうというところがございます。

2点目の風害のところになりますけれども、(スライド 78 ページ) ランク1、2、3というところになりますけれども、ランク1ですと住宅地の商業街ですとか、そういったところに対応するような空間、ランク2のところについては住宅街、公園に対応するような空間、ランク3というところでは事務所街というところに対応する計画というような形になりますけれども、風の出現頻度といたしましては、ランク3の方がどうも出現頻度としては高くなりますので、風環境としてはどんどん良くなるというわけではないのですけれども、それぞれの空間に合わせて適用されるランクというところで評価させていただいているところになります。

御質問として、御回答で合っていますでしょうか。

【藤井委員】 はい、ありがとうございます。よく分かりました。ありがとうございます。

【奥会長】 大丈夫ですか。

【藤井委員】 はい、ありがとうございます。

【奥会長】 他はいかがでしょうか。今、手を挙げてらっしゃる方は、横田委員どうぞ。横田委員、声が聞こえますか。

【横田委員】 こちらでいかがですか。

【奥会長】 はい。聞こえました。

【横田委員】 緑化のところでは少しお伺いしたいのですけれども、今回の緑化の面積が580平方メートル以上ということで計画されておりますけれども、これにまず街路樹は含まれていないということで正しいのかということと、市道(山下町第)7号(線)と市道(山下町第)5号(線)の街路沿いの植栽として街路樹に関する協議などで、どのような検討をされていらっしゃるのか。イメージのところを見ると、少し木が見える(市道山下町第)5号(線)沿いの街路があるのですけれども、そういったところが植栽としては描かれていないので、そういったところがどのような協議になっていらっしゃるのか。

それから低層部の屋上に関して、180平方メートルということなのですが、この面積としてはもう少しあるように思うのですけれども、どのようなコンセプトで緑化を検討されているのか、この辺りをお伺いできればと思います。

【奥会長】 はい、では御回答をお願いいたします。

【事業者】 ありがとうございます。

まず、緑化率7.5%の580平方メートルというところになりますけれども、こちらについては街路樹等は含まれない、あくまでも建築敷地の中での面積確保というところになります。

2点目の道路の部分の街路樹の整備というところになりますけれども、現在道路の再編等がこの計画によってなされますので、そういった街路樹については、現存できるもの、残置できるもの、移植できるもの、やむなく伐採になってしまいますけれどもその代替樹木を確保するなどの、そういったところで関係機関の皆様と御協議をさせていただいている状況でございます。

3点目の低層の屋上を含めての緑化についてですけれども、現在この絵に示してございますボリュームで概ね580平方メートルというようなボリューム感となっております。

低層部の屋上も含めまして、雨水の流出等を抑制するような形で建物の上部にも緑地を計画していくですとか、あとは周辺の動物ですとか、そういったところにも配慮して、そういった新たな生息環境を形成するような樹種を採用していく、というところが現状の考えになってございます。

【横田委員】 ありがとうございます。今お伺いしたお話ですと、主たるその植栽、樹木に関しては広場ですとか、北側の交通広場周辺が、この主な樹木環境なのかなというふうに思ったのですけれども、防風植栽などを主体にしてくると、植栽樹木としても、常緑樹ですね、陰樹が主になってきて、少し暗いような環境が増えやすいのかな、というふうに思いますのと、生態系としても誘致できる種は、陰樹の環境を好むような生物が中心になってきて、ネットワークとしても少し均質的になりやすいのかなというふうにも感じました。それを補う環境として、この低層部の屋上ですとか、あるいは街路周辺のスペースというのがあり得るのかなというふうに思ったのですけれども、せつかく動物のモニタリングをされて、生態系に対する効果を期待できるような調査をされておりますので、防風植栽以外の生態系に対する配慮というところをですね、少し検討していただけたらよろしいのではないかなというふうに思います。

特にステップガーデンでも十分に豊かな生態系を作り出している事例というのは最近多いですし、それからステップガーデンの方が逆に誘致しやすいというような部分もあるかなというふうに思いますので、そういった形で立体的な連続性に関して少し考慮していただけるとよろしいのかな、と思います。以上です。

【奥会長】 はい、ありがとうございます。事業者の方、何か御回答ございますか、今の御指摘に対して。

【事業者】 御指摘ありがとうございます。陰樹、陽樹、バランスよく生態系に配慮しながら、計画地、計画建築敷地の中、道路の部分含めて、隣接する旧横浜市庁舎街区様ですとか、隣接事業とも連携しながら植栽樹種を検討してまいりたいと思います。ありがとうございます。

【奥会長】 はい、ありがとうございます。

今の横田委員の御質問に対しての御回答の中に、街路樹についてはどれを残置して、もしくは移植するのか伐採をするのか、ということは、今検討中ということですが、その検討結果につきましては評価書段階では明らかになりますか。

- 【事業者】 今まさにですね、道路局の皆さんとは協議をスタートしているという状況でございまして、評価書のタイミングで、全部がかちっと100%決まっているかということ、ちょっとそこまでは至っていないかなという状況かと思っております。
- 【奥会長】 そうですか。わかりました。今回の審議の段階でも詳細までは示すには至らないということですね。
- 【事業者】 はい、そういう形になろうかと思えます。
- 【奥会長】 はい、わかりました。
それでは石川委員、その後、田中稲子委員でお願いいたします。
- 【石川委員】 石川でございます。御説明ありがとうございます。1点アスベストに対する記載があったのでお伺いしたいと思います。
御存じのようにアスベストというのは、吸引してから発症までに30年とか40年とか非常に長い期間がかかり、近年でもアスベスト被害の患者さんというのは高止まり状態です。ここの地域のビルがおそらく私思いますに、1970年前後の建築ではないかと思うのですが、そうしますとかなり高い頻度でアスベストがかなりの量を使われているのではないかと考えますけれども、そこら辺いかがでしょうか。
使用が認められたら、と書いておりましたけど、おそらく使用されていた可能性が高いのではないかと推察しますが、いかがでしょうか。以上です。
- 【奥会長】 では御回答お願いいたします
- 【事務局】 はい、御指摘ありがとうございます。おっしゃるようになりますね、可能性は非常に高いというふうに感じております。一方で、現状でございます既存の建物につきましては、まだ供用されているという状況でございまして、アスベストの調査に入れていないというのが現状になっております。ですので、解体をする前に、当然ながらアスベスト調査をした上で、御指摘をいただきましたように、アスベストを使用されている可能性が高いと思われましますので、そのアスベストが発見されましたら、発見された部分につきましてきちんと対応を取った上で解体をしていくということをご想定しているところでございます。
- 【石川委員】 はい、ありがとうございます。是非よろしくお願いいたします。
- 【事業者】 はい、承知いたしました。
- 【奥会長】 ありがとうございます。では田中稲子委員どうぞ。
- 【田中稲子委員】 はい、田中です。今日のスライドの、32ページの温室効果ガスのところで少し補足をさせていただきたいのですけれども。
供用時の環境保全目標・評価のところ、隣接事業とも連携しながら、ということを書いてあるのですが、温室効果ガスの場合、どのようなことを想定されているのかというのを少し補足いただくとありがたいです。
- 【事業者】 御質問ありがとうございます。従業員等についてですね、公共交通機関を推奨するようなところですか、そういった供用時の取り組みを連携していくようなところを考えているところでございます。
- 【田中稲子委員】 わかりました。はい、ありがとうございます。
- 【奥会長】 はい、よろしいですか、田中稲子委員。
- 【田中稲子委員】 了解しました。

- 【奥会長】 ありがとうございます。それでは稲垣委員、お願いいたします。
- 【稲垣委員】 はい、稲垣です。安全性の浸水に関して確認させていただきたいです。
今回、地下1、2階と地下鉄駅構内や隣接街区の地下空間が接続される計画があるかどうかを教えてください。浸水リスクを有する土地ということもありまして、周辺街区と地下レベルで接続すると、ここからの地下浸水が他に影響を及ぼしたり、他の地下浸水がこの区域に影響を及ぼす可能性もあると思いますので、図面を見る限り駐車場のようなのですが、念のため接続の計画について確認させてください。
- 【奥会長】 はい、ではお願いいたします。
- 【事業者】 御質問ありがとうございます。本事業におきましては、地下鉄ですとか、隣接事業と地下と連続するという計画にはなってございません。
- 【稲垣委員】 ありがとうございます。そうしますと、この区域内での浸水のことだけを基本的には考えればいいということですね。
- 【事業者】 御確認のとおりでございます。
- 【稲垣委員】 分かりました。ありがとうございます。
- 【奥会長】 大丈夫ですか。
- 【稲垣委員】 はい。
- 【奥会長】 はい、ありがとうございます。他はいかがでしょうか。それでは田中伸治委員、お願いいたします。
- 【田中伸治委員】 御説明ありがとうございました。
私からは交通の混雑の関係のことで、御質問したいのですけれども、交差点需要率の予測などにおいてですね、飽和交通流率の実測値を滞留が見られる交差点では行っていただいたということで、それは大変良いことだと思います。それで私の御質問は、補足の資料編などを見ますと、交差点の滞留長や渋滞長の調査をされていて、その中ではですね、私が今ざっと見た中では、交差点のナンバー2番、8番、9番あたりで、渋滞が観測されている時間帯があるようなのですけれども、こうした交差点では、飽和交通流率の実測による交差点需要率などの計算は行っていないのでしょうか。
- 【奥会長】 はい、いかがでしょうか。
- 【事業者】 御指摘ありがとうございます。飽和交通流率の実測値の算定というところで、渋滞が10回以上観測された地点というところで、渋滞が観測されていてもその回数というところが少ない部分につきましては、飽和交通流率の算定に含んでいないという形になってございます。
- 【田中伸治委員】 それは滞留長ではないですか、10回以上というのは。滞留が10回以上ではないでしょうか。
- 【事業者】 すみません。御指摘いただきました御質問につきまして、実測に基づく交通流率を計算しているのですけれども、御指摘の通り滞留長には換算をしているところはございますが、交差点需要率に換算しているかどうかについて、確認をして、お答えさせていただきたいというふうに思います。
- 【田中伸治委員】 わかりました。御確認のうえ、御回答お願いしたいと思います。
- 【奥会長】 では、今の点は次回以降、確認していただいた内容をまた、お話いただくということよろしいですか。

- 【事業者】 はい。
- 【田中伸治委員】 お願いします。
- 【奥会長】 そのようにしていただきます。田中伸治委員、他はよろしいですか、今の時点では。
- 【田中伸治委員】 今の時点では結構です。
- 【奥会長】 わかりました、ありがとうございます。他はいかがでしょうか。大丈夫ですか。挙手されている方は、いらっしゃらないようですね。
- 今回は隣接事業とそれから旧市庁舎街区の事業の影響も両方合わせて、準備書を作っていただいたと、調査予測評価していただいたという点で非常に良い取り組みだと思います。前回の方法書段階では、隣接事業についてはまだあまり詳細が決まってないという話でしたけれども、もうほぼこの事業と同じ時期に、もう大分事業計画も、準備書には2-12（ページ）ですかね、2ページに詳細に固まっているようですので、ほぼ同時期に施工されるというふうに考えてよろしいですか。工期はもうほぼ一緒だというふうに考えてよろしいですか。
- 【事業者】 ありがとうございます。現状ですね、隣接事業と今回の対象事業、2事業合わせて一体での都市計画の手続きを進めているという状況になってございます。
- そうしたことを踏まえてですね、隣接事業についても、都市計画の変更をかけている内容について、今回の準備書のところで記載をさせていただいているという状況でございます。
- 御指摘をいただいた工期のところでございますけれども、着工がですね、2025年度から解体着工していくということで、まだですね。令和7年度、2025年度から解体着工していくというところでございまして、まだ施工者等々については未定という状況になってございます。ですので、基本的にはこのお示しをしている事業スケジュールのところで進めていきたいというふうに思っておりますけれども、詳細な工期については施工者の選定とともに決定をしていくという、そういったような形で検討進めているところでございます。
- 【奥会長】 ただ、その予測された前提条件としてはもう工期が重なるという前提で、その最大の値が出るところを出されているという、そういう理解で。
- 【事業者】 おっしゃるとおりでございます。
- 【奥会長】 はい、分かりました。ありがとうございます。
- 横浜旧市庁舎の街区の方は、そちらの工期との関係はどこか整理されている図がございましたでしょうか。
- 【事業者】 特に資料上はですね、反映をさせていただいておりませんが、現状令和7年度に竣工する予定だというふうに聞いておりますので、その前提で基本的には解体着工とスケジュールとしては被らないであろうという前提で、現状は進めているという状況でございます。
- 【奥会長】 分かりました。その前提となるどこの時期が重なって重ならなくてとかいうところを明確にしておいていただいた方がいいと思いますので、資料として御準備いただければありがたいと思います。はい、ありがとうございます。他、よろしいでしょうか。
- はい、それでは今、挙手されている方はいらっしゃらないようですよ

で、本日につきましては事業者の方との質疑応答はここまでとさせていただきます。

本案件は次回以降も継続審議ということになりますので、また今後いろいろ御質問等ございましたら、次回以降出していただければと思います。

それでは事業者の皆様、本日はどうもありがとうございました。御退出をよろしくお願いします。

【事業者】 ありがとうございました。
(事業者退出)

オ 審議

【奥会長】 それでは審議に入ります。
追加の御質問や御意見ございましたら、お願いしたいと思いますがいかがでしょうか。大丈夫でしょうか。

よろしいようでしたら、事務局の方から何か、確認事項等ございますか。

【事務局】 はい、今いただいた御指摘を踏まえまして、次回以降、事業者からは渋滞が見られた交差点で実測値を用いた予測をしているかどうかというところを確認させていただくと、それから会長からいただいた市庁舎街区との工期の関係については整理して説明いただくというふうに考えております。

【奥会長】 それでは、それでお願いいたします。
他に、委員の皆様からもよろしいですか。よろしければ、本件に関する審議はこれで終了とさせていただきます。

(2) 2027年国際園芸博覧会 事業内容等修正届出書について

ア 答申案、指摘事項等について事務局が説明した。

その中で、菊本副会長から送付された意見を紹介した。

【事務局】 菊本副会長から本日御欠席とのことで、あらかじめ答申に関する意見を頂いておりますので、御紹介いたします。読み上げさせていただきます。

「事業者は、従来約20haとしていた駐車場・バスターミナルのエリアを、事業内容等修正届出書において70haに拡張しました。これに伴って駐車場台数が大幅に増加する懸念があり、審査会では質問が何度か行われましたが、事業者からは検討エリア全域を駐車場として使うわけではなく、そのうちの一部を使用し、駐車場の台数は最大でも方法書の2倍程度である約6,000台になるとの説明がありました。このため審査会では、70haの検討エリアのうち一部に駐車場が設置され、駐車場台数は最大でも約6,000台になるという前提の上で審査が行われたものと考えます。

一方で、輸送計画や駐車場の必要台数については十分な根拠が示されなかったことから、駐車場台数が上記の想定数では足りなくなり、検討エリアのうち事業者が駐車場を設置するとしたC、D区域だけでなく、残りのA、B区域、特に博覧会の会場に近い南側の場所に6,000台を大きく超える駐車場を整備して利用するのではないかと懸念は残りま

す。

したがって、審査の前提となった駐車場の設置台数の根拠を的確に示していただくとともに、社会通念上当然のことですが、事業者の責任において自ら示された前提条件を守っていただきたいと思います。」

御意見は以上となります。この御意見は、既に答申案に反映してございます。

イ 質疑

【奥会長】 それでは、今御説明いただいた答申案について、御質問や御意見等ありましたらお願いしたいと思っておりますけれども、まず前回御欠席でした田中伸治委員から、御意見等ありましたらお願いしたいと思っております。

【田中伸治委員】 はい、ありがとうございます。前回欠席で失礼いたしました。

答申案について、おおむね事務局から御説明いただいたとおりで、私も理解しているところです。

会議録など拝見しまして、前回、駐車場の回転率についていろいろと議論があったと、そして計算方法ですとか、設定の考え方などを明らかにすべきというような御意見あったというふうに伺っております。私も回転率については、同様に若干計算方法やその定義自体が事業者の作成した内容で良いのかなという懸念があるところですが、それよりも、同じく事業者の方で、時間帯別の滞在者数を過去の事例などを基に推定しておりますので、それが分かれば駐車場の収容台数については設定することが可能というふうに考えられます。具体的には、この答申案の「1 事業計画」の(2)に当たるところで、そこに「滞在者数を示すなど、その設定の考え方を明らかにすること」と書かれていますけれども、この辺りがきちんと明らかにされていれば、駐車場の収容台数を設定する上では十分なのかなと思います。その点を少し補足させていただきました。以上です。

【奥会長】 はい、ありがとうございます。書きぶりとしては、既にここに書かれているとおりでよろしいですか。

【田中伸治委員】 このような内容でよろしいかと思っております。

【奥会長】 分かりました。ありがとうございます。

他はいかがですか。他の委員の方も是非お願いしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。今まで御指摘いただいた点はしっかり盛り込まれておりますでしょうか。

では、答申として、結論は環境影響評価の方法は概ね妥当であるということで、方法書手続をやり直す必要はないということではありますけれども、ただ事業計画がまだ固まっていない部分が多々あるので、附帯意見ということで、多くの注文がついたという形になっております。前文のところ、特になお書きのところは、これは菊本副会長の御意見を反映して書いていただいているところですね。では、このような形で答申を確定させていただきたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

それでは、修正はなしで、案を取りまして答申として確定をさせていただきます。ありがとうございます。本件に関しましては以上となります。

(3) (仮称) 旧上瀬谷通信施設公園整備事業 環境影響評価準備書について

ア 事務局資料について事務局が説明した。

イ 質疑

【奥会長】 ありがとうございます。ただ今説明のあった内容について、何か御質問はございますか。大丈夫でしょうか。

申出書を提出された1名の方を陳述人として選定し、実施要領にある通り陳述時間は10分以内とするということによろしいでしょうか。

特に異論はないと思いますので、それでは意見がなければ次回以降の審査会において意見陳述をしていただくことにさせていただきます。事務局に確認いたしますけれども、今後の審議予定について説明してください。

【事務局】 今後の審査会の開催でございますが、次回は7月31日午前9時半から、次々回は8月8日午後1時半からを予定してございます。事務局といたしましては、陳述人の方との連絡調整もございますので、8月8日にしたいと考えておりますがいかがでございましょうか。

【奥会長】 では今、提案がありましたように、8月8日火曜日午後1時半から開催する審査会で意見陳述をしていただくことにしたいと思えます。それによろしいでしょうか。では、そのようにさせていただきます。

宮澤委員、何かございますか。

【宮澤委員】 すみません。私はここのところをきちんと調べていないのですが、これは陳述人の意見を聞き置くというだけで、それ以上の対応は予想されていない手続きなのですか。事務局、教えてください。

【奥会長】 はい、分かりました。では、事務局が回答されますか。

【事務局】 事務局でございます。意見陳述につきましては、また当日に御説明をさせていただきますが、陳述人の方にこちらの審査会に来ていただいて、今決まりました10分以内において意見陳述をしていただきます。

その後、通常質問時間を設けてございますので、そのときに委員の皆様から陳述人に御質問をしていただくといったことは可能でございます。

【宮澤委員】 質問質疑はいいのでしょうかけれど、結局、陳述人からすれば、審査会の意志として、自分たちが申し上げる点についてどのように考えるのかとか、そうしたことも尋ねられかねないわけです。そのあたりについては、審査会としてはどのように対応することが予測されるのですか。

【奥会長】 事務局、回答しますか。異議申し立てというか意見陳述ですので、環境保全の見地から、この審査にあたって参考となる御意見を伺うという、基本的にはそういう位置づけになるかと思えます。

【宮澤委員】 そうですね。ただそうすると分からないのは、意見は確か資料としては従前からかなり出ているのですが、この陳述の手続きをこの段階でするというのは、どういうふうな位置づけになるのですか。

【奥会長】 手続きの中で、この段階で意見陳述の機会を設けるという趣旨ですね。はい、お願いします。

【事務局】 先ほどの資料の申出期間のところでございますが、まず市民の方は、意見書を送っていただくということはできます。その送っていただいた意見に関して、事業者が自分たちはこう考えていますという見解を記載

したものが準備書意見見解書となります。意見を送った方は、事業者のその見解を見てさらに自分はこう考える、こういうことを審査会に対して意見を述べたいとなった場合、陳述の申出ができます。市民の方が事業者の見解を踏まえた上で、さらに自分の意見を述べるという形で、この段階で意見陳述が設定されてございます。

【宮澤委員】 方法書なり、説明会の段階で市民の意見はかなり拾われてくるわけです。そういったことでも市民の意見を拾うけれども、準備書段階で最終的に市民の意見を、陳述したい人間の陳述を聞く機会を設けようと。そういう意味で二重、三重に市民の意見をピックアップする手続きを用意しているという意味ですね。

【事務局】 そのようになります。

【宮澤委員】 でも、申し上げていることは、基本的に初めからある意見とほとんど変わらないこういうことになる。分かりました。聞き置くだけということ承知しました。

【奥会長】 はい、よろしいでしょうか。

【宮澤委員】 結構です。

【奥会長】 一連の手続きの中での位置づけについては、御理解いただいたということですね。それでは、8月8日に陳述人の方に来ていただいて意見をいただくということになります。

では、意見陳述人の方に、陳述人として選定された旨を通知していただくよう事務局をお願いいたします。

【事務局】 承知しました。藤井委員が手を挙げてらっしゃいます。

【奥会長】 藤井委員、どうぞ

【藤井委員】 質問させていただきたいのですが、このときは、事業者は来られないですね。私たちだけに対して意見をいただくということですか。

【事務局】 事務局でございます。このときは、事業者は同席いたしません。

【藤井委員】 意見の最初にある、市民に開放してもらえないかとか、いくつかは事業者が答える内容のような気がするのですが、私たちが聞くだけでいいということなのでしょうか。

【事務局】 事務局でございます。先ほどから審査会は聞き置くだけというお話がございましたが、手続きの話で言いますと、陳述された方が審査会の委員の方々に対して質問をすることは想定してございません。

ただ、いただいた意見の後に審議時間は通常設けておりますので、その中で委員の皆様で御審議いただいて、例えば更なる事業者に補足説明を求める必要があるとなりましたら、そのようなお話をさせていただければと思います。

【藤井委員】 はい、分かりました。ありがとうございます。

【奥会長】 よろしいでしょうか。今この画面にも（事務局資料が）出ていますけれども、準備書の調査審議に必要なと認めるときは、意見の聴取を行うということです。あくまでもこの調査審議の参考とするための御意見を聴取するということになるので、それを受けてどのように審査会として判断するか、対応するかということころは、また私たちで議論していく、審議していくということになろうかと思えます。

おっしゃるように、事業者に直接伝えるべき内容も場合によってはありますので、それはまた意見を伺った上で、それについては事業者に伝

えてくださいと事務局にお願いするとか、そういったことになるかもしれませんが。そこはまた、意見を聞いた上で判断をしていけばよろしいかと思えます。

藤井委員、よろしいですか。

【藤井委員】 はい、ありがとうございます。

【奥会長】 他の委員の方いかがですか。大丈夫でしょうか。

では、他に御意見がないようでしたら、本件に関してはこれで終了とさせていただきます。本日の審議内容につきましては、後日会議録案で御確認いただくようお願いいたします。

では、以上をもちまして、本日予定されておりました議事が全て終了となりますので、事務局にお返しいたします。

【事務局】 はい、本日の審議については終了いたしました。傍聴の方は御退出をお願いいたします。

(傍聴者退出)

- 資 料
- ・(仮称) 関内駅前港町地区第一種市街地再開発事業に係る環境影響評価準備書について(諮問) 事務局資料
 - ・(仮称) 関内駅前港町地区第一種市街地再開発事業に係る環境影響評価準備書に係る手続について 事務局資料
 - ・(仮称) 関内駅前港町地区第一種市街地再開発事業 環境影響評価準備書の概要 事業者資料
 - ・2027年国際園芸博覧会 事業内容等修正届出書に関する指摘事項等一覧 事務局資料
 - ・2027年国際園芸博覧会の修正が環境に及ぼす影響に係る答申(案) 事務局資料
 - ・(仮称) 旧上瀬谷通信施設公園整備事業 準備書の調査審議に係る意見の聴取について 事務局資料